

大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成若手研究者支援委員会規程

平成23年4月14日
自機規程第85号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構新分野創成若手研究者支援委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 新分野創成若手研究者支援事業の運営に関する事。
- 二 その他新分野の創成を目指した研究連携に取り組む若手研究者の支援に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、機構長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者とし、機構長が任命する。

- 一 機構長が指名する理事
- 二 機構長が指名する副機構長
- 三 その他機構長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 前条の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第7条 委員長は、委員の過半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月14日から施行する。
- 2 この規則の施行日以降、最初の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。